

岡山県居宅介護職員初任者研修等事業者指定（様式）一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>様式第 12 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">修了証明書</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の ※ 課程を修了したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岡山県知事 伊原木 隆太</p> <p style="text-align: center;">（居宅介護従業者養成研修事業者名）</p> </div> <p>※には、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程のいずれかを記載する。</p>	<p>様式第 7 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">修了証明書</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の 別記 を修了したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（研修事業者名及び代表者の職・氏名） 印</p> </div> <p>※「別記」には、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程のいずれかを記載する。</p>

第 号

修了証明書（携帯用）

氏名

年 月 日生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の ※ 課程を修了したことを証明する。

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太

（居宅介護従業者養成研修事業者名）

※には、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程のいずれかを記載する。

第 号

修了証明書（携帯用）

氏 名

年 月 日 生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の 別記 を修了したことを証明する。

年 月 日

（研修事業者名及び代表者の職・氏名）



※「別記」には、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程のいずれかを記載する。